

法人インターネットバンキング不正使用にかかる被害補償について

小浜信用金庫

当金庫では、法人の方がインターネットバンキングサービス（「はましんWEB－FBサービス」および「はましんインターネットバンキングサービス」）において、不正な払戻し被害に遭われた場合、下記のとおり補償いたします。

<補償概要>

補償開始日	平成 27 年 6 月 25 日（木）
補償の対象	「はましんWEB－FBサービス」および「はましんインターネットバンキングサービス」をご契約の法人の方が I D・パスワード等を盗難され、かつ、契約者以外の者に不正使用されたことによって被る損害
補償の限度額	1 契約者につき年間 3, 0 0 0 万円。 ※年間とは、5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとします。
補償の対象期間	お客さまから当金庫へ不正送金の被害に関する通知が行われた日の前日から起算して 3 0 日前から受理日までの 3 1 日間。
補償しない場合や補償減額となる場合	<p>（補償をしない場合）</p> <p>(1) 不正送金が第三者との共謀またはお客さまの故意または重大な過失により行われた場合。</p> <p>(2) お客さまが他人に強要されて行った不正送金の場合。</p> <p>(3) 会社関係者の犯行であることが判明した場合。</p> <p>(4) 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した場合の、当金庫へのすみやかな報告および警察へのすみやかな通報がされなかった場合、および、お客さまが、被害状況についての当金庫または警察に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</p> <p>(5) 戦争や内乱その他これらに類似の事変、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。</p> <p>（重大な過失となりうる場合）</p> <p>(1) 容易にセキュリティ対策を導入・実施できるにも関わらずセキュリティ対策を実施しなかった場合。</p> <p>(2) 正当な理由なく、他人に I D・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易に乱数表やトークン等を渡してしまった場合。</p> <p>(3) インターネットバンキングサービスに使用するパソコン（以下、「パソコン」といいます。）にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等を使用していた場合。</p>

	<p>(4) パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、I D・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合。</p> <p>(5) 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、不用意に I D・暗証番号等を入力してしまった場合。</p> <p>(6) 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書を利用していた場合。（「はましんWEB-F Bサービス」をご利用の場合。）</p> <p>(7) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。</p> <p>(補償の減額となりうる場合)</p> <p>(1) パソコンに関して、当金庫が指定している推奨環境の基本ソフト（OS）およびウェブブラウザを使用していなかった場合、もしくは使用していたが、最新の状態に更新していなかった場合。</p> <p>(2) パソコンにセキュリティ対策ソフト（当金庫が提供している「Rapport」または市販のセキュリティ対策ソフト）を導入していなかった、もしくはセキュリティ対策ソフトを導入はしていたが、最新の状態に更新したうえで稼働していなかった場合。</p> <p>(3) ワンタイムパスワードを利用していなかった場合。（「はましんインターネットバンキングサービス」をご利用の場合。）</p> <p>(4) インターネットバンキングサービスに係るパスワードを定期的に変更していなかった場合。</p> <p>(5) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していなかった場合。</p> <p>(6) その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合。</p>
<p>不正払戻しの被害に遭われた場合</p>	<p>不正な払戻しの被害に遭われた場合は、すみやかにお客様のお取引店または下記までご連絡ください。</p> <p><お問い合わせ先>「はましん E Bセンター」</p> <p>フリーダイヤル：0120-53-2166</p> <p>受付時間：金融機関営業日 9：00～17：00（土日祝を除く）</p>

※詳細につきましては、「[法人インターネットバンキング不正使用にかかる被害補償規定](#)」をご参照ください。